

訪問看護ふれあい料金表（医療保険）

基本サービス内容		週3日まで	週4日目以降 ※1
基本療養費Ⅰ	看護師	5,550円/日	6,550円/日
	理学療法士・作業療法士	5,550円/日	5,550円/日
	緩和・褥瘡・人工肛門・人工膀胱に係る専門看護師の訪問 ※2	12,850円（月1回を限度）	
基本療養費Ⅱ	同一建物で	看護師	2,780円/日
	同一日3人以上	理学療法士・作業療法士	3,280円/日
基本療養費Ⅲ	看護師・理学療法士・作業療法士の外泊中の訪問		2,780円/日
		8,500円/日（入院中1回）※3	

※1 厚生労働大臣が定める疾病等、特別管理加算対象者、特別訪問看護指示書の交付を受けたもの

※2 専門性の高い看護師が他の訪問看護ステーションの看護職員と共同して訪問した場合

※3 入院中に1回（別に厚生労働大臣が定める疾病等は2回）に限り算定可能

訪問看護管理療養費	看護師・理学療法士・作業療法士	月の初日	2日目以降（1日につき）
		13,230円	3,000円/日

加算サービス内容		回数	単価
24時間対応体制加算	24時間の電話相談・緊急対応等の体制加算	月1回	6,800円
特別管理加算	重症度の高いものとして厚生労働大臣が定める状態等である方 ※4	月1回	5,000円
	上記以外 ※5		2,500円
乳幼児加算	6歳未満の乳幼児	1日につき	1,300円
	6歳未満の超重症児又は準超重症児、又は ※4、※5 に該当する6歳未満の乳幼児		1,800円
情報提供療養費	※4、※5 に該当する方、又は18歳未満の児童の情報を自治体、特定相談支援事業者、障害児相談支援事業者に提供した場合	月1回	1,500円
	18歳未満の超重症児又は準超重症児、又は ※4、※5 に該当する18歳未満の児童の情報を 提供先※6 に提供した場合		
	保険医療機関等に入院・入所にあたり情報を主治医に提供した場合		
難病等複数回訪問加算	厚生労働大臣が定める疾病等の方、特別管理加算の対象者の方、特別訪問看護指示書の交付を受けた方	1日につき	1日2回 4,500円 1日3回以上 8,000円
長時間訪問看護加算	特別管理加算対象の方、特別訪問看護指示書の交付を受けた方	週1日	5,200円
	15歳未満の超重症児又は準超重症児	週3日	
	15歳未満の特別管理加算対象の方		
緊急訪問看護加算（1日につき）	利用者、家族の求めに応じて、医師の指示に基づき緊急訪問を行った場合	月14日目まで	2,650円
		月15日目以降	2,000円
退院時共同指導加算	入院・入所中に在宅療養指導を行った場合（厚生労働大臣が定める疾病等の方は2回）	月1回	8,000円
特別管理指導加算	退院時共同指導加算に上乗せ（特別管理加算対象の方）	適応時1回	2,000円
退院支援指導加算	厚生労働大臣の定める疾病等の方、特別管理加算対象の方、特別指示書の交付を受けた方、退院日に訪問が必要と認められた方で、退院日に在宅での療養指導を行った場合	退院当日	6,000円
	15歳未満の超重症児又は準超重症児、特別管理加算の対象者、特別指示書の交付を受けた方で、90分を超えた場合、又は複数回の訪問の合計時間が90分を超えて療養指導を行った場合		8,400円
在宅患者連携指導加算	医療関係職種間で共有した情報で利用者・家族に指導を行った場合	月1回	3,000円
在宅患者緊急時カファルス加算	患者に赴き、又はビデオ通話を用いて医師と療養上必要な指導を行った場合	月2回	2,000円
専門管理加算	緩和、褥瘡、人工肛門・人工膀胱に係る専門性の高い看護師、又は特定行為研修修了した看護師が計画的に管理を行った場合	月1回	2,500円
ターミナルケア療養費	対象者は ※7	適応時1回	25,000円
	対象者は ※8		10,000円
複数名訪問看護加算	看護職員が看護師等と同時訪問した場合	週1日	4,500円
	看護職員がその他の職員等と同時訪問した場合	週3日	3,000円
	看護職員がその他の職員等と同時訪問した場合（厚生労働大臣が定める疾病、※4、※5の方、特別訪問看護指示書交付の方）	1日1回	3,000円
		1日2回	6,000円
		1日3回以上	10,000円
看護・介護職員連携強化加算	喀痰吸引等の業務を行う介護職員への支援を行った場合	月1回	2,500円
夜間・早朝・深夜加算	早朝（6：00～8：00） 夜間（18：00～22：00）		2,100円
	深夜（22：00～6：00）		4,200円
訪問看護医療DX情報活用加算	厚生労働大臣が定める基準に適合を受け、電子資格確認により、診療情報を取得した上で計画的な訪問看護を行った場合	月1回	50円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）	職員の賃金の改善を実施している場合の評価	月1回	780円

※4 在宅麻酔等注射、悪性腫瘍化学療法注射、在宅強心剤持続投与患者、気管切開患者で医師の指導を受けている方、気管カニューレまたは留置カテーテルを使用している方

※5 上記（※4）以外の方で、経管栄養法・酸素療法・中心静脈栄養法・人工呼吸、自己導尿等、医師より指導管理を受けている状態にある方、人工肛門または人工膀胱を設置している状態にある方、重度の褥瘡（真皮を越える褥瘡）の状態にある方、在宅患者訪問点滴注射指導管理料を算定している方

※6 保育所等、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特例支援学校、高等専門学校、専修学校

※7 在宅又は特別養護老人ホーム等で死亡した方に対し、死亡日及び死亡日前14日以内に2回（退院当日含む）以上ターミナルケアを行った場合

※8 特別養護老人ホーム等で看取り介護加算等を算定している方に対し、死亡日及び死亡日前14日以内に2回（退院当日含む）以上ターミナルケアを行った場合

訪問看護ふれあい料金表（医療保険）※精神科訪問看護

基本サービス内容		週3日まで	週4日目以降 ※1
精神科基本療養費Ⅰ （同一建物2人まで）	看護師・作業療法士 30分以上	5,550円/日	6,550円/日
	看護師・作業療法士 30分未満	4,250円/日	5,100円/日
精神科基本療養費Ⅲ （同一建物3人以上）	看護師・作業療法士 30分以上	2,780円/日	3,280円/日
	看護師・作業療法士 30分未満	2,130円/日	2,550円/日
精神科基本療養費Ⅳ	外泊中の訪問看護 ※2	8,500円（入院中1回）※2	

※1 厚生労働大臣が定める疾病等、特別管理加算対象者、特別訪問看護指示書の交付を受けた方

※2 入院中に1回（別に厚生労働大臣が定める疾病等は2回）に限り算定可能

訪問看護管理療養費	看護師・作業療法士	月の初日	2日目以降（1日につき）
		13,230円/初日	3,000円/日

加算サービス内容		回数	単価
24時間対応体制加算	24時間の電話相談・緊急対応等の体制加算	月1回	6,800円
特別管理加算	重症度の高いものとして厚生労働大臣が定める状態等である方 ※4	月1回	5,000円
	上記以外 ※5		2,500円
情報提供療養費	精神障害を有する方又はその家族等の情報を自治体に提供した場合	月1回	1,500円
	保育所、学校教育法で規定する幼稚園、義務教育諸学校へ情報を提供した場合		
	保険医療機関等に入院・入所にあたり情報を主治医に提供した場合		
長時間精神科訪問看護加算	特別管理加算対象の方、特別訪問看護指示書の交付を受けた方	週1日	5,200円
	15歳未満の超重症児又は準超重症児	週3日	
	15歳未満の特別管理加算対象の方		
精神科緊急訪問看護加算 （1日につき）	利用者、家族の求めに応じて、医師の指示に基づき緊急訪問を行った場合	月14日目まで	2,650円
		月15日目以降	2,000円
退院時共同指導加算	入院・入所中に在宅療養指導を行った場合（厚生労働大臣が定める疾病等の方は2回）	月1回	8,000円
特別管理指導加算	退院時共同指導加算に上乗せ（特別管理加算対象の方）	適応時1回	2,000円
退院支援指導加算	厚生労働大臣の定める疾病等の方、特別管理加算対象の方、特別指示書の交付を受けた方、退院日に訪問が必要と認められた方で、退院日に在宅での療養指導を行った場合	退院当日	6,000円
	15歳未満の超重症児又は準超重症児、特別管理加算の対象者、特別指示書の交付を受けた方で、90分を超えた場合、又は複数回の訪問の合計時間が90分を超えて療養指導を行った場合		8,400円
在宅患者連携指導加算	医療関係職種間で共有した情報で利用者・家族に指導を行った場合	月1回	3,000円
在宅患者緊急時ケアレス加算	患家に赴き、又はビデオ通話を用いて医師と療養上必要な指導を行った場合	月2回	2,000円
専門管理加算	緩和、褥瘡、人工肛門・人工膀胱に係る専門性の高い看護師、又は特定行為研修修了した看護師が計画的に管理を行った場合	月1回	2,500円
ターミナルケア療養費	対象者は ※5	適応時1回	25,000円
	対象者は ※6		10,000円
複数名精神科訪問看護加算	看護師が看護師、又は作業療法士と同時訪問した場合（1日につき）	週1日	4,500円
	看護職員がその他の職員等と同時訪問した場合	週3日	3,000円
看護・介護職員連携強化加算	喀痰吸引等の業務を行う介護職員への支援を行った場合	月1回	2,500円
夜間・早朝・深夜加算	早朝（6：00～8：00） 夜間（18：00～22：00）		2,100円
	深夜（22：00～6：00）		4,200円
訪問看護医療DX情報活用加算	厚生労働大臣が定める基準に適合を受け、電子資格確認により、診療情報を取得した上で計画的な訪問看護を行った場合	月1回	50円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）	職員の賃金の改善を実施している場合の評価	月1回	780円

※3 在宅麻酔等注射、悪性腫瘍化学療法注射、在宅強心剤持続投与患者、気管切開患者で医師の指導を受けている方、気管カニューレまたは留置カテーテルを使用している方

※4 上記（※3）以外の方で、経管栄養法・酸素療法・中心静脈栄養法・人工呼吸、自己導尿等、医師より指導管理を受けている状態にある方、人工肛門または人工膀胱を設置している状態にある方、重度の褥瘡（真皮を越える褥瘡）の状態にある方、在宅患者訪問点滴注射指導管理料を

※5 在宅又は特別養護老人ホーム等で死亡した方に対し、死亡日及び死亡日前14日以内に2回（退院当日含む）以上ターミナルケアを行った場合

※6 特別養護老人ホーム等で看取り介護加算等を算定している方に対し、死亡日及び死亡日前14日以内に2回（退院当日含む）以上ターミナルケア